

確認しておきたい各種特例

配偶者の税額軽減

～相続発生後、配偶者が相続した財産については、配偶者の税額軽減の特例を受けることができます～

配偶者が相続した財産のうち、次のいずれか大きい金額までは相続税がかからないこととなっています。

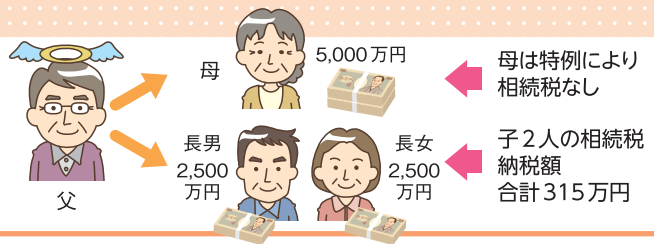
- イ 配偶者の法定相続分
- ロ 1億6,000万円

この特例を使う場合は、相続税がゼロであっても申告書の提出が必要です。また、原則として申告書の提出期限までに遺産分割が成立していなければ特例を受けられません。

例

父親が亡くなり、母親と子ども2人が1億円の財産を相続する場合

前提
父親は1億円の財産を保有。平成27年1月1日以後に相続発生。
母親が5,000万円、子どもたちが5,000万円相続
(長男2,500万円・長女2,500万円)



コラム

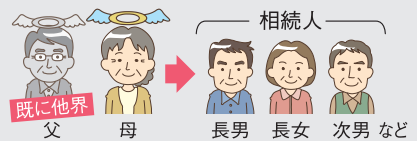
1次相続と2次相続

1次相続（配偶者と子どもがいる場合の相続時）の際に、配偶者の税額軽減をいっぱい活用した遺産分割が検討されるかもしれませんが、次の相続、すなわち2次相続（子どものみの相続時）では、基礎控除額の減少や配偶者の税額軽減が適用できないため、税負担が重くなることも考えられます。1次相続時に、2次相続のことも念頭において遺産分割をすることが重要になります。

1次相続（配偶者が生存している相続）



2次相続（残された配偶者の相続）

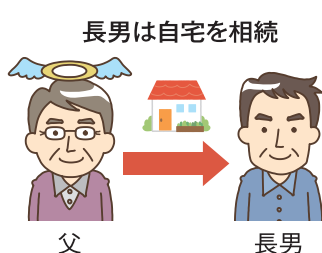


小規模宅地等の特例

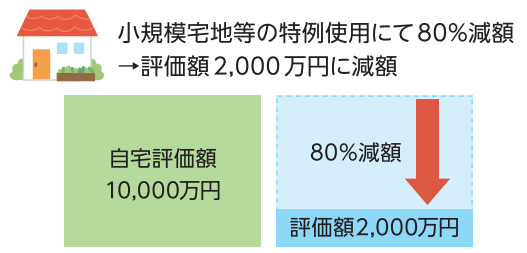
～被相続人から相続人が取得した居住用宅地や事業用宅地などについては、生活や事業を継続できるよう、宅地にかかる相続税を減額できる特例があります～

被相続人（下の例の場合、父親）の相続発生により、同居の配偶者や子ども等の相続人に、相続税の納税が必要となったとき、納税資金がなければ同居していた自宅に引き続き居住することや事業の継続ができなくなることが考えられます。この特例はそのような相続人に配慮して、相続税の計算上、被相続人等の自宅や事業用の敷地の評価について、一定の要件のもと、大幅な減額が認められているものです。この特例を受けるには、相続税の納税の有無にかかわらず申告書の提出が必要です。また原則として、申告期限までに遺産分割協議の合意が必要です。

小規模宅地等の特例の例



特例適用によって



(注) この特例には、相続開始前3年以内に贈与により取得した宅地等は適用対象外である等、一定の要件があり、注意が必要です。